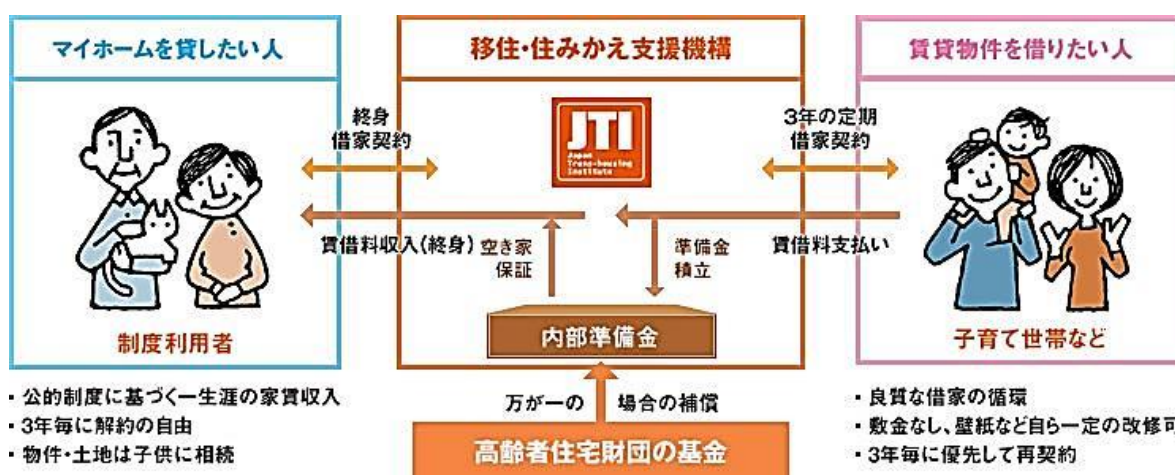


5. 関連制度紹介

■ マイホーム借り上げ制度

一般社団法人移住・住みかえ支援機構の「マイホーム借上げ制度」はシニアの皆さま（50歳以上）のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。



団体名	一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）
電話番号	03-5211-0757
窓口時間	電話受付時間：午前9時～午後5時（祝祭日を除く）
ホームページ	https://www.jt-i.jp/index.html

■ リフォーム融資の高齢者向け返済特例制度

住宅金融支援機構と高齢者住宅財団が共同で実施している制度で、この特例は、60歳以上の方が自身の居住する住宅をリフォームする場合に適用されます。

【特徴①】 月々の返済は利息のみ。

【特徴②】 元金は借入をされた方が亡くなった場合に、相続人が一括で返済するか、あらかじめ担保提供された建物や土地の処分により一括返済。

【特徴③】 融資限度額は1,000万円。

【特徴④】 高齢者住宅財団が連帯保証人となる。

【特徴⑤】 バリアフリー工事又は耐震改修工事を含むリフォーム工事を行う場合が対象。

団体名	住宅金融支援機構
電話番号	お客さまコールセンター：0120-0860-35
窓口時間	電話受付時間：9時～17時（祝祭日，年末年始を除く）
ホームページ	http://www.jhf.go.jp/

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

消費者が安心して事業者を選び、リフォームを行うことができる環境を整えるために、平成 26 年 9 月に国土交通省によって創設された制度です。

住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行い、消費者が住宅リフォーム事業者の選択の際の判断材料とできるなど、安心してリフォームを行うことができる市場環境の整備を図ることを目的としています。

登録住宅リフォーム事業者団体一覧（平成 29 年 12 月 1 日現在）

登録番号	名称	電話	URL
1	一般社団法人マンション計画修繕施工協会	03-5577-2521	http://www.mks-as.net/
2	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会	03-6280-4343	http://www.jerco.or.jp
3	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合	0120-224-293	http://www.mokutaikyo.com/
4	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会	03-3486-2512	http://www.renovation.or.jp
5	一般社団法人ベターライフリフォーム協会	03-5211-0051	http://www.blr.or.jp/
6	一般社団法人日本塗装工業会	03-3770-9902	http://www.nittoso.or.jp/
7	一般社団法人リフォームパートナー協議会	0120-292-229	http://recaco.net/
8	一般社団法人全建総連リフォーム協会	03-3200-6270	http://www.zenrikyo.or.jp/
9	一般社団法人住生活リフォーム推進協会	0570-001-401	http://horp.jp/
10	一般社団法人 JBN・全国工務店協会	03-5540-6678	http://www.jbn-support.jp/

■ リフォーム瑕疵保険

リフォーム瑕疵保険は、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。住宅専門の保険会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）が保険を引き受けます。保険に加入すると、工事に欠陥が見つかった場合、補修費用等が保険金としてリフォーム業者に支払われます。

国土交通省指定の住宅瑕疵担保責任保険法人や、リフォーム瑕疵保険に加入することができるリフォーム事業者は、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページで検索できます。

団体名	一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会
電話番号	03-3580-0236
窓口時間	電話受付時間：平日 9：00～17：30 土日・祝休
ホームページ	http://kashihoken.or.jp/

■ 住まいるダイヤル

法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。リフォーム工事でのトラブルや住宅に関するあらゆる相談について、一級建築士の資格を持ち、住宅に関する広い知識を備えた相談員が対応します。また、これからリフォーム工事の契約を予定している方（発注予定者）から実際に見積書をお送りいただき、チェックするサービスを行っています。

電話相談をした方で、評価住宅又は保険付き住宅を取得又は供給された方及びリフォーム工事を発注された方（予定を含む。）は、各地の弁護士会で面談による専門家相談が受けられます。

団体名	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
電話番号	0570-016-100 (PHS や一部の IP 電話をご利用の方は 03-3556-5147)
窓口時間	電話受付時間：10：00～17：00（土・日・祝休，年始年末を除く）
ホームページ	https://www.chord.or.jp/

